

## 大阪府病床数適正化緊急支援事業実施要綱

### (目的)

第一条 本要綱は、令和8年4月8日医政発0408第4号厚生労働省医政局長通知「令和8年度（令和7年度からの繰越分）病床数適正化緊急支援事業の実施について」の別紙「病床数適正化緊急支援事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づき、大阪府における本事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第二条 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 厚生労働省が定める申請に必要な書類
- (2) 知事が必要と認める書類

### (協議の場等についての取扱い)

第三条 国実施要綱（5-2）における「医療法第30条の14第1項に規定する協議の場等において議論を行った上で削減を行うこと」については、本事業に係るすべての申請を対象として適用するものとする。

### (支給対象の判断)

第四条 国実施要綱（5-1）における「都道府県が実施する事業として適当と認める申請」については、第三条に規定する協議の場等における議論の結果を踏まえ、知事が判断するものとする。

### (その他)

第五条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。